静岡県社会福祉法人指導監査実施要綱

(目的)

第1条 指導監査は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第56条第1項 の規定に基づき、社会福祉法人(以下「法人」という。)の自主性及び自律性を尊重し、法 令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うこと によって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

(監査の実施機関等)

- 第2条 指導監査は、福祉指導課が実施する。
- 2 指導監査職員は、福祉指導課の職員をもって充てる。ただし、必要に応じて、健康福祉 部の関係課及び健康福祉センターの関係課(以下これらを「関係課等」という。)の職員を 加えることができる。

(監査方針及び主眼事項)

第3条 毎年度指導監査開始時までに指導監査方針及び主眼事項を策定し、要領に定めると ともに、関係課等に通知する。

(監査の種別)

- 第4条 指導監査は、一般監査と特別監査とし、いずれも実地において行う。
- 2 一般監査は、第5条第1項に規定する実施計画に基づいて一定の周期で実施する。その 実施に当たっては、「指導監査ガイドライン」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援 発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老 健局長連名通知別紙。以下「指導監査ガイドライン」という。)に基づいて行う。
- 3 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施 に当たっては、「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握する ため、必要に応じて詳細な確認を行う。

(監査の実施計画)

- 第5条 指導監査実施計画は、毎年度指導監査開始時までに福祉指導課で作成する。
- 2 一般監査は、次のとおり実施する。
 - (1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回 の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期に ついては、3箇年に1回とする。
 - ア 法人の運営について、法令及び通知等(法人に係るものに限る。)に照らし、特に大きな問題(別表1)が認められないこと。
 - イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の 請求等に関する大きな問題(別表2)が特に認められないこと。
 - ウ 社会福祉協議会については、ア、イのほか別表3に定める運営に係る特に大きな問

題が認められないこと。

- (2) (1)にかかわらず、(1)のア及びイ(社会福祉協議会については、ア、イ及びウ)に掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告書等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。
- ア 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。)第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合 5 箇年に1回
- イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査(会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。)が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」(除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。)が記載された場合 5 箇年に1回
- ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人(以下「専門家」という。)による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」(平成29年4月27 日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「会計監査及び専門家による支援等について」という。)に定めるものが提出された場合 4箇年に1回
- (3) (1)にかかわらず、(1)のア及びイ(社会福祉協議会については、ア、イ及びウ)に掲げる事項について問題が認められない法人のうち、(2)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断される場合は、一般監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。
 - ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの 質の向上に努めていること(一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審して いる場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。)又はISO9001の認証 取得施設を有していること。
 - イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること (例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。)。

- ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。
- (4) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、 当該法人の設立後速やかに実施する。
- (5) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の 内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にか かわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

(指導監査事項の省略等)

- 第6条 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人並びに 法第45条の19に規定する会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人について は、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付し た限定付適正意見」が記載されている場合には、「指導監督ガイドライン」のⅢ「管理」の 3「会計管理」に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限 定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。
- 2 専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援や財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている法人については、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断される場合には、「指導監査ガイドライン」のⅢ「管理」の3「会計管理」に掲げる監査事項を省略することができる。
- 3 第1項の会計監査及び前項の専門家による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けている法人に対する指導監査を実施するに当たっては、「指導監査ガイドライン」の I 「法人運営」に掲げる項目及び監査事項に関して、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」に定めるものの内容を活用し、効率的に実施するものとする。

(監査の実施方法)

- 第7条 指導監査は、原則として、次の方法により行う。
 - (1) 監査日の2週間前までに対象となる法人に対し、指導監査期日、指導監査職員の職氏 名、監査の実施場所等、監査に必要な事項について文書をもって通知し、監査日の1週 間前までに要領に定める指導監査資料の提出を求める。
 - (2) 指導監査職員は、法人から提出された指導監査資料及び前回指導監査の指摘事項を十分に分析・検討し、あらかじめ問題点の所在を把握しておく。
 - (3) 指導監査は、提出された指導監査資料及び証憑書類等により、当該法人の理事長、理事、監事その他職員(以下これらを「役職員」という。)から運営状況等について説明を求め、第10条に規定する事項を監査する。
- 2 特別監査は、福祉指導課及び関係課等で十分な協議を行い、その都度、個別に定めた方 法により行う。

(関係都道府県知事等の協力)

第8条 社会福祉法第56条第1項及び第4項から第9項まで並びに第56条の事務を行うため 必要があると認めるときは、関係都道府県知事等(社会福祉法人の事務所、事業所、施設 その他これらに準ずるものの所在地の都道府県知事又は市町村長であって、当該社会福祉 法人の所轄庁以外の者をいう。)に対し、情報又は資料の提供その他必要な協力を求める。

(趣旨説明等)

第9条 指導監査職員は、指導監査に当たって、当該法人の役職員に対し、あらかじめその 趣旨を説明する。

(指導監查事項)

- 第10条 法人の指導監査は、「指導監査ガイドライン」に基づき、次の事項について行う。
 - (1) 法人運営の状況
 - (2) 事業の状況
 - (3) 管理の状況
 - (4) 前回指導監査指示事項に対する是正改善状況
 - (5) その他必要と認められる事項

(結果の復命等)

第11条 指導監査職員は、指導監査終了後、速やかに指導監査の結果について、要領に定める指導監査調書及び指導票により福祉指導課長に復命又は報告する。

(指導監査の結果)

- 第12条 指導監査の結果に基づいて行う法人への指導は、以下のとおり実施する。この場合 において、施設を所管する健康福祉部の関係課の意見を求める。
 - (1) 法令又は通知等の違反が認められる場合
 - ア 違反が認められる事項については、原則として、改善のための必要な措置(以下「改善措置」という。)をとるべき旨を文書により指導する(文書指摘)。
 - イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアの指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導すること(口頭指摘)ができる。
 - (2) 法令又は通知等の違反が認められない場合
 - 法人運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができる。
 - なお、前項(1)のイ及び(2)の指導を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう、前項(1)のアとは別に書面により交付する。
- 2 前項の指導に際しては、常に公正不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善を要する事項の指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、自律的な運営を

促すものとする。

(改善状況の報告)

- 第13条 改善措置の具体的な内容については、期限を付して報告を求める。
- 2 法人における改善状況の確認のため必要と認める場合には、実地において調査を行うことができる。

(改善計画の確認等)

- 第14条 前条に基づき法人から是正・改善計画の報告を受けた場合には、その内容を十分審査し、適正と認められる場合には受理する。
- 2 前項に規定する審査の結果、是正・改善計画の履行が確認できない場合は、法人の事務 所等において是正指導を行うとともに、期限を定めて是正・改善状況の報告を受ける。
- 3 前項に規定する是正指導後においても、是正・改善計画の履行を特段の理由がなく怠っていると認められる場合は、第4条第3項に基づく特別監査を実施する。

(行政処分等)

- 第15条 第12条の指導を行った事項について改善が図られない場合には、法第56条第4項又は第58条第2項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告(以下「改善勧告」という。)をする等所要の措置を講ずる。
- 2 前項の改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第56条第5項の規定に基づき、その旨の公表をする等所要の措置を講ずる。
- 3 第1項の改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項又は第58条第3項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令(以下「改善命令」という。)をする等所要の措置を講ずる。
- 4 前項の改善命令に従わないときは、法第56条第7項及び第8項の規定に基づく業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員の解職勧告又は解散命令等も検討の上、適切な改善措置を速やかに実施する。

(結果の活用)

第16条 指導監査の結果を関係課等に情報提供する。

(監査結果の報告)

第17条 指導監査の結果を所定の手続きに従い、厚生労働省に報告する。

(監査結果の公表)

第18条 福祉指導課で集約した指導監査の結果及び法人からの改善報告については、別途定めるところにより、公表を行うものとする。

(関係課等との連携)

- 第19条 法人運営と施設等の運営とは相互に密接な関係を有するものであることから、法人 の指導監査を行うに当たっては、当該法人の施設等が所在する区域の行政庁に必要な情報 又は資料の提供その他必要な協力を求める等、十分に連携を取りながら実施する。
- 2 指導監査の過程において、福祉指導課が処分権限を有さない法令又は通知(労働関係法令、消防関係法令等)に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、施設監査の所管課又は当該法人の施設等が所在する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。

(研修)

第20条 指導監査職員に対する研修計画を定めて、定期的に研修を実施する。

(指導監査の特例的取扱い)

- 第21条 実地による指導監査が困難な期間が長期化することが見込まれ、厚生労働省が特例 的取扱いの実施期間を定めた場合、その期間内においては第4条第1項の規定に関わらず、 書面及びリモートの手法のみによる一般監査の実施が可能である。
- 2 前項の規定による一般監査の結果、法人運営に問題を抱えていることが明らかになった 場合には、特例的取扱い期間の状況等を踏まえつつ、速やかに実地による指導監査の可否 を検討し、必要な措置を講ずる。
- 3 第1項の規定による一般監査を行った場合、通常の一般監査を行ったものとして取り扱うこととするが、会計帳簿等の原本について、可能な限り速やかに実地において確認を行う必要があることから、その後の監査周期は、原則として、2箇年に1回とする。
- 4 特例的取扱いの実施期間が定められたとしても、必ず第1項の規定による一般監査を実施しなければならないものではなく、指導監査の延期も含め、適切に判断する。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附即

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から適用する。

附則

- この要綱は、平成29年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成30年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別表1

国指導監査実施要綱		法人の特に大きな問題
「法人の運営に	1 特定の個	(1) 役員報酬が勤務実態に即して支給されていない。
ついて、法令及び	人(又は特	また、役員報酬規程が適切に定められていない。
通知等(法人に係	殊な関係に	(2) 役員が長期欠員となっている。
るものに限る)に	ある少数の	(3) 監事としての機能が働いていない。
照らし、特に大き	者)の独断	(4) 開示用の決算書類等が整備されていない。
な問題が認めら	による法人	(5) 特定の個人が(又は特殊な関係にある少数の者)
れない。」(「社	運営	法人資産を独占している。また、所定の手続きを経ずに処分、貸与、又は担保に供している。
会福祉法人指導		(6) 不要な資産の不適切な取得、所有がある。
監査実施要綱の	2 理事会、評	理事会、評議員会が機能していない。
制定について」	議員会が形	
(平成 29 年 4 月	骸化してお	
27 日付け厚生労	り、役員(評	
働省雇用均等・児	議員を含む)	
童家庭局長、同社	の選任、新規	
会・援護局長、同	事業、資金借	
老健局長通知)3	入、基本財産	
-(1)-ア)	処分等の重	
(-/ / /	要事項が未	
	審議	

3 資産又は	(1) 競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格
会計管理上	調査等により適正に行われていない。
の不備(法	(2) 資金が当該法人外へ流出している。
人の事業と	(3) 取引先からの多額の寄附がある。
無関係な担	
保提供、理	
由がない高	
額な随意契	
約及びその	
契約先から	
高額な寄	
附、会計処	
理上の問題	
が多発)	
4 財政の悪	(1) 長期借入金償還が不履行となっている。
化及び再建	(2) 継続した社会福祉事業を行うための必要な資金が
中の場合	確保されていない。(当期末支払資金残高に資金不足
	が生じ、かつ当期活動増減差額に不足が生じてい
	る。)
5 新設法人	法人運営が適正に行われるまで指導を実施する。(新
	設から3年間)
6 その他	(1) 指導監査に係る改善指導事項について、改善措置
	が講じられていない。
	(2) 県に通報、苦情等が寄せられた法人(利用者の処
	遇関係を除く)

別表2

加衣 4		
国指導監査実施要綱		施設の大きな問題
「法人が経営す	1 施設最低	(1) 直接処遇職員等が配置基準を満たしていない。
る施設及び法人	基準の違反	(2) 居室等が施設最低基準を満たしていない。
の行う事業につ	(職員の未	(3) 耐震性能が劣る施設において、具体的な対策が確
いて、施設基準、	充足、居室	定していない。
運営費並びに報	等の不適当	(4) 入所者への虐待が行われている。
酬の請求等に関	な転用等)	(5) 身体拘束が不適切に行われている。
する大きな問題		(6) 苦情処理体制が整っていない。
が特に認められ		
ない。」(「社	0 投票 東	(1) 次 公 が 1 月 。 本山 1 ア 1 フ
会福祉法人指導	2 施設・事 業の会計管	(1) 資金が法人外へ流出している。 (2) 施設整備、施設運営について、競争入札や複数業
	理が不適切	(2) 施設登舗、施設連貫にういく、競事八代や複数素 者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に
監査実施要綱の	遅か不適切 (多額の過	有かりの元積百かせ、印場価格調査寺により適正に
制定について」	誤請求、理	114040 CV 74V
(平成29年4月	はいい はいない高	(3) 現金、頂金、有個証券の官座が不適切となりしい。
27 日付け厚生労	額な随意契	③。 (4) 取引先からの多額の寄附がある。
働省雇用均等・	約及びその	(5) 介護報酬等が不正に請求されている。
児童家庭局長、	契約先から	(6) 会計処理に不備が多発
同社会·援護局	の高額な寄	(7) 内部けん制体制の不備
長、同老健局長	附、会計処	() () () () () () () () () ()
通知) 3-(1)-	理上の問題	
イ)	が多発)	
	3 その他	指導監査に係る改善指導事項について、改善措置が
		講じられていない。

別表3

社会福祉協議会の運営に係る特に大きな問題			
事業実施にあたって法及び関係	(1) 事業活動が法及び通知に違反している。		
通知に違反	(2) 社会福祉協議会の目的にふさわしくない事業を実施		
	又は受託している。		